

意匠審査基準ワーキンググループ報告書

「令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の 明確化のための意匠審査基準の改訂について」

要約資料

1. 検討の背景

令和元年の意匠法改正を受け、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ^①（以下、「意匠審査基準ワーキンググループ」）においては、審査運用の検討・整備を行う必要がある以下の各項目について、対応の方向性を検討した。

意匠法改正に則して検討を行った項目と主な検討事項

1. 建築物の保護対象化 →P3

【主な検討事項】 ①建築物の定義、②建築物の意匠の開示方法、③一の意匠として出願可能な建築物の範囲、④新規性及び創作非容易性の判断手法、⑤不登録事由に該当する建築物

2. 内装意匠の保護対象化 →P4

【主な検討事項】 ①内装意匠として意匠登録を受けるための要件、②内装意匠に含めることができるもの、③全体として統一的な美感を起こさせるものであることとの要件の判断基準、④内装意匠の開示方法、⑤新規性及び創作非容易性の判断手法

3. 画像の保護対象の拡充 →P5

【主な検討事項】 ①意匠法上の意匠に該当するための要件、②画像中にコンテンツが含まれる場合の取扱い、③画像意匠の開示方法、④画像意匠の類否判断、⑤不登録事由に該当する画像

4. 関連意匠制度の拡充 →P6

【主な検討事項】 ①関連意匠として意匠登録を受けるための要件、②自己の公知意匠の範囲と判断基準

5. 創作非容易性水準の明確化 →P7

【主な検討事項】 ①創作非容易性の判断基礎とする資料の範囲、また、この機会にあわせて②判断の基礎となる考え方を明記

6. 物品区分の扱いの見直し →P7

【主な検討事項】 ①ユーザーの出願時の指針となる意匠に係る物品等の記載例の在り方、②意匠に係る物品の区分を理由に拒絶しないことに伴う、意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性の新たな判断基準

7. 組物の意匠の保護対象の拡充 →P7

【主な検討事項】 ①新たな保護対象に対応する意匠法施行規則別表第2の見直し、②ユーザーニーズに対応した同表の見直し、③部分意匠の容認化に則した組物の意匠の開示要件、④組物全体としての統一があることとの登録要件の判断基準

8. 救済規定の整備 →P7

【主な検討事項】 ①「パリ条約による優先権」の章に救済規定の内容を明記

なお、上記の各事項に加え、新規のユーザーを考慮し、意匠審査基準の構成及び記載内容の明確化・簡潔化についても検討を行った。

2. 検討の経緯

令和元年5月17日の改正意匠法の公布後、同年7月から本年1月にかけて、以下のとおり意匠審査基準ワーキンググループを5回開催し、各検討事項についての審議を行った。

<p>第15回 意匠審査基準ワーキンググループ 令和元年7月24日</p>	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・全検討事項の概要・意匠法の改正に伴う今後の意匠審査基準の改訂について・意匠審査基準改訂の方針について・「創作非容易性」に係る意匠審査基準について・物品区分表の廃止に伴う運用変更について
<p>第16回 意匠審査基準ワーキンググループ 令和元年9月4日</p>	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・前回検討を行った意匠審査基準改訂案について・「関連意匠」に係る意匠審査基準について
<p>第17回 意匠審査基準ワーキンググループ 令和元年10月23日</p>	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・前回検討を行った意匠審査基準改訂案について・「建築物の意匠」に係る意匠審査基準について・「内装の意匠」に係る意匠審査基準について・「画像の意匠」に係る意匠審査基準について・「組物の意匠」等に係る意匠審査基準について
<p>第18回 意匠審査基準ワーキンググループ 令和元年11月20日</p>	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・前回検討を行った意匠審査基準改訂案について・令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のためのその他の検討項目について・複数意匠一括出願について・意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ
<p>パブリックコメントの実施（令和元年12月11日～令和2年1月9日）</p>	
<p>第19回 意匠審査基準ワーキンググループ 令和2年1月22日</p>	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・改訂意匠審査基準案に対する意見募集の結果と対応の方向性について・意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ

3. 検討の結果 ①建築物の意匠

1. 建築物の意匠に該当するための要件

意匠登録出願されたものが、以下の1、2いずれの要件も満たすとき、意匠法上の建築物の意匠に該当すると判断する。

- 1. 土地の定着物であること。
- 2. 人工構造物であること。土木構造物を含む。

- ・ **土地**： 定着物が固定される地表面であり、平面、斜面等の地形を問わない。海底、湖底等の水底も含む。
- ・ **定着物**： 継続的に土地に固定して使用され、任意に動かすことができないもの。
- ・ **構造物**： 意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。
通常の使用状態において、内部の形状等が視認されるものについては、内部の形状等も含む。

※こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくもの。



人工構造物であることと要件を満たさないものの例（意匠登録の対象外）

- ①人工的なものでないもの
例：自然の山、岩、石、樹木、草、河川、滝、砂浜など
- ②人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの
例：スキーゲレンデ、ゴルフコース、自然物を主たる要素とする庭園など
- ③土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

3. 新規性要件

判断主体：建築物の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、**需要者（取引者を含む）**

用途及び機能の類否判断：両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性がある場合、両意匠の用途及び機能は類似すると判断。
例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」は、いずれも人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で用途及び機能に共通性があることから、それらの意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

2. 建築物の意匠ごとの出願

- (1) 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が**一の特定の用途及び機能を果たすために必須のもの**である場合は、一の建築物であると判断（例：中央で分離した可動橋）
- (2) 当該**結びつきが強固ではない場合**であっても、以下に該当する場合一意匠と判断。
 - ①近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、**一体的に創作がなされた場合**
 - ②社会通念上**一体的に実施がなされ得るものである場合**（例：学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物）
- (3) 一の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合、二以上の建築物と判断（例：住宅と電波塔）

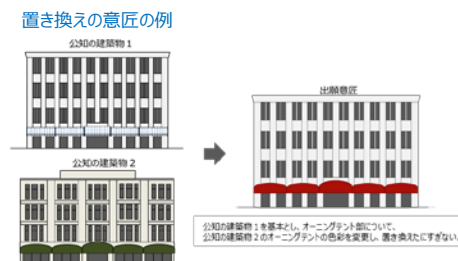
以下のものは、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う

- ① 社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲内の物品（例：ウッドデッキ、門柱、敷設ブロック）
- ② 植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲内のもの
- ③ 建築物に固定した画像表示器等の表示部に表示された意匠法上の画像
- ④ 建築物に固定した照明器具によって建築物の内外壁等に表示される模様

4. 創作非容易性要件

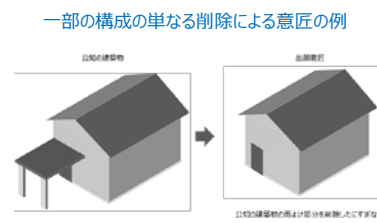
1 ありふれた手法の例

- (a) 置き換え
- (b) 寄せ集め
- (c) 一部の構成の単なる削除
- (d) 配置の変更
- (e) 構成比率の変更
- (f) 連続する単位の数の増減
- (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用



2 軽微な改変の例

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、**景観条例等に基づく単純な彩色**
- (d) 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更
- (e) **屋根の傾斜角の単純な変更**



3. 検討の結果 ②内装の意匠

1. 内装の意匠として意匠登録を受けるための要件

1 店舗、事務所その他の施設の内部であること

- 内装の意匠として出願された意匠が、その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合には、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものと判断。
宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅など、あらゆる施設が含まれる。
上記の要件を満たすものである場合は**動産を含む**。
(例：客船、各種の車両、旅客機 など)
- 施設の内部を主としたものであること。ただし、開口部及び施設の内部に連続し、それに付随する外部が含まれていてもよい。保守等の目的でしか内部に入ることが無いものように、当該施設の使用に照らした通常の使用状態において、その施設の利用者が肉眼によって視認することのない範囲のものを除く。
(例：ガスタンクの内部、天井裏、壁裏、床下の空間、パイプスペースなど)

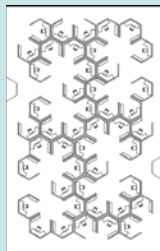
2 複数の意匠法上の物品、建築物、画像により構成されるものであること

3 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例

- 構成物等に共通の形状等の処理がされているもの
- 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- 構成物等に観念上の共通性があるもの
- 構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの
- 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるもの

構成物等を統一的な秩序に基づいて配置した「オフィスの内装」の例



2. 内装の意匠の意匠ごとの出願

図面に複数の空間が表されている場合

物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。ただし、空間を仕切る当該壁等が、例えば透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の空間として取り扱う。

このような空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。

また、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状等が一体的に創作されたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱う。

3. 新規性要件

判断主体：内装の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、**需要者（取引者を含む）**

用途及び機能の類否判断：内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、**原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断する。**

各構成物品等の配置及び数の評価：各構成物品等の配置に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。各構成物品等の形状等は共通するものの、数に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

4. 創作非容易性要件

1 ありふれた手法の例

- 置き換え
- 寄せ集め
- 一部の構成の単なる削除
- 配置の変更
- 構成比率の変更
- 連続する単位の数の増減
- 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

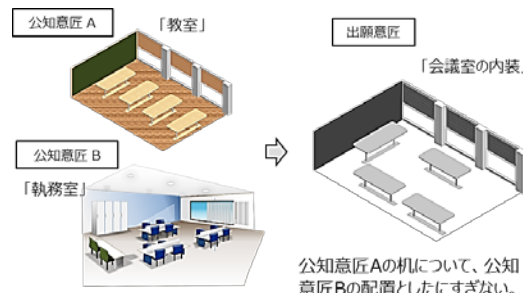
2 軽微な改変の例

- 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- 模様等の単純な削除
- 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、
- 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更

置き換えの意匠の例



配置の変更による意匠の例



公知意匠Aの机について、公知意匠Bの配置としたにすぎない。

公知意匠Aの内部に、公知意匠Bを寄せ集めて内装を構成したにすぎない。

3. 検討の結果 ③画像を含む意匠

1. 意匠法上の意匠を構成するための要件

(1) 画像意匠として意匠登録を受けるための要件

- ・ **機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであること。**

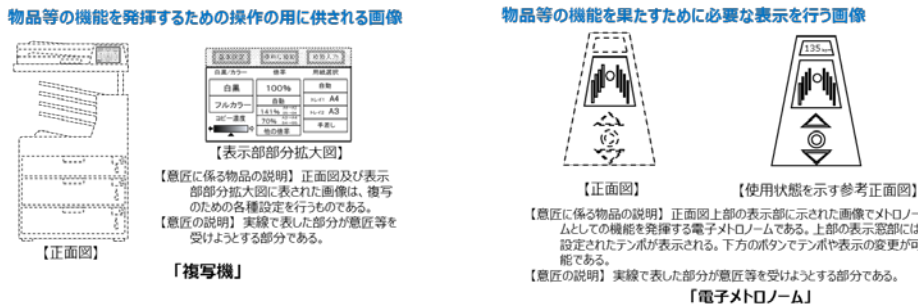
当該画像を表示させるためのデータが物品にインストールされていることや、画像がどのようなものに表示されるかについては不問とする。



(2) 物品等の部分としての画像を含む意匠として意匠登録を受けるための要件

- ・ **物品等の機能を発揮するための操作の用に供される画像又は物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること。**

「画像意匠」の場合と異なり、物品又は建築物の意匠の一部を構成する画像と認められるためには、①その物品又は建築物に記録された画像であり、かつ、②その物品又は建築物の表示部に表示されているものであること、との要件を満たしたものである必要がある。



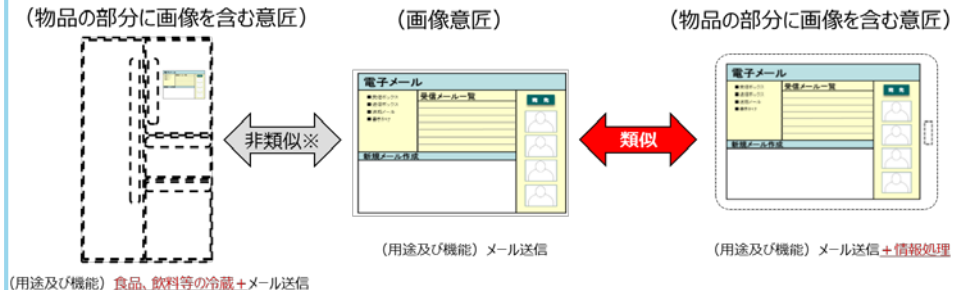
映画等のコンテンツを表した画像の取扱い

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを起動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像(注)は、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。

(注) スマートフォンのカメラ機能等を使って撮影した対象物等もこれに準じるものとして扱う。

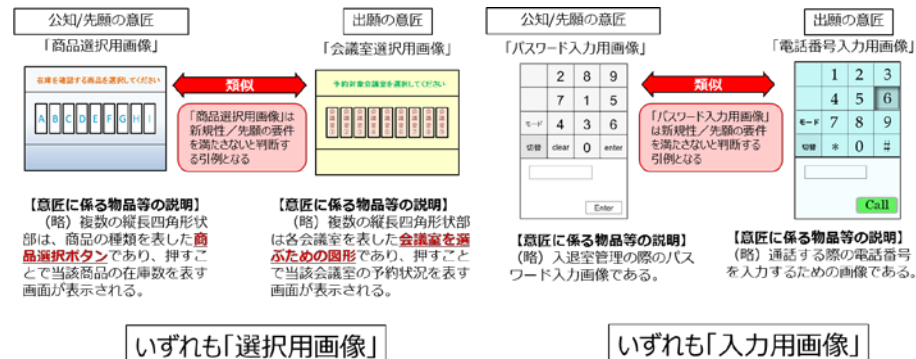
2. 新規性・先願の規定等に関する判断

用途及び機能の類否判断：(物品等から独立した)画像意匠と、物品等の部分に画像を含む意匠を比較する場合は、「画像」と「画像+物品」の用途及び機能も比較する。物品の有する画像表示のための機能以外の機能も考慮して類否判断を行う。



※なお、新規性の判断の際には、公知資料から認識可能な意匠(例えば本事例においては、冷蔵庫の扉部に表された「画像意匠」)については、新規性要件の判断の基礎とする資料として扱う。また、後願の意匠が先願の意匠の一部と類似する場合には、意匠法第3条の2の要件を満たさないと判断される。

現行法における、物品の表示部に表示される画像について類否判断を行う際は、画像の用途及び機能に加え、物品全体の用途及び機能も考慮して対比している。他方、改正法の下、画像の意匠同士の類否判断を行う際には、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要がない。



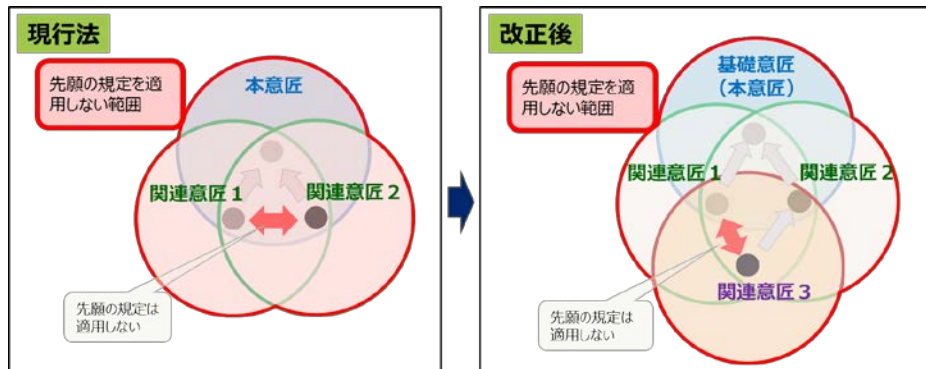
画像を含む意匠の創作非容易性判断に係る考え方や、変化する画像を含む意匠の一意匠の考え方については、現在の運用と原則変更なし。

3. 検討の結果 ④ 関連意匠

1. 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化

関連意匠にのみ類似する関連意匠についても登録が可能となったことに関連し、主に以下の各点を基準上に明記。

- ① 基礎意匠に係る他の関連意匠との間においても先願の規定を適用しない（第10条第7項）



- ② 後願が関連意匠として登録される場合、同一出願人の先願は第3条の2の規定の適用の根拠としない（第10条第3項）

- ③ 関連意匠として登録される場合、「自己の意匠」※のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外される（第10条第2項及び同条第8項）

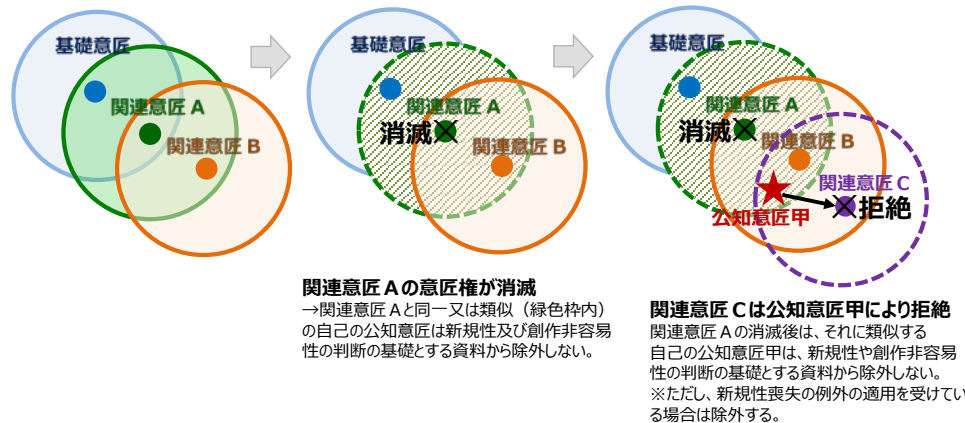
自己の意匠とは

関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠は含まない。

新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外される意匠

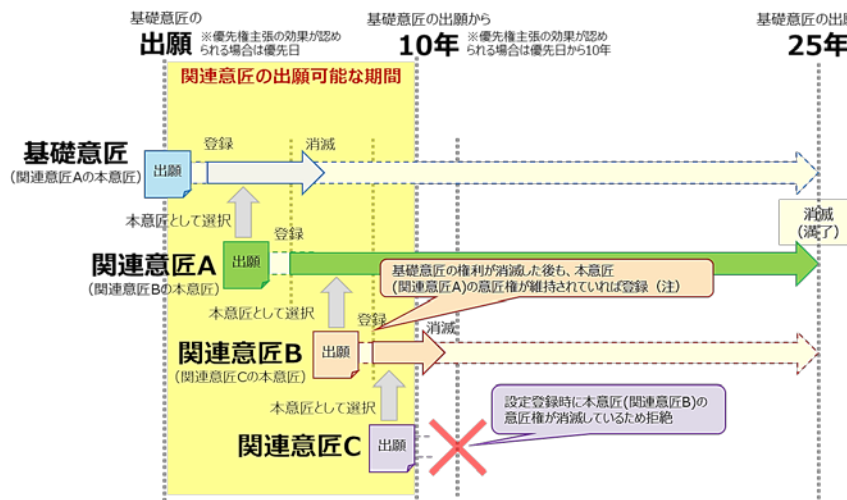
- 公知となった自己の意匠であって、以下の（1）ないし（3）のいずれかに該当するもの
- （1）基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張が認められる場合は優先日。（2）において同じ）以降に公知となったもの
 - （2）基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
 - （3）基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されているもの

- ④ 公知となった自己の意匠が、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠に係る関連意匠のうち、意匠権が消滅等したものと同一又は類似のものであるときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。



2. 関連意匠の出願可能な期間の延長

関連意匠の出願可能な期間は、「基礎意匠」の出願の日から10年を経過する日以前まで（改正意匠法第10条第1項）となる旨、及び関連する留意事項を基準上に明記。



（注）関連意匠 B が基礎意匠と類似している場合、基礎意匠の意匠権の消滅後は基礎意匠と同一又は類似の自己の公知意匠が関連意匠 B の新規性及び創作非容易性要件の判断において除外されないこととなるため注意が必要。

3. 検討の結果 ⑤その他

1. 創作非容易性要件

改正後の創作非容易性の判断の基礎とする資料を基準上に明記

創作非容易性の判断の根拠とする資料

「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像」

※上記のほか、創作非容易性の判断に係る考え方を明確化すると共に、判断事例を整備。

2. 意匠ごとの出願（公布の日から2年を超えない範囲で施行予定）

用途及び機能の明確性についての判断基準

改正後は、「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは十分に意匠登録を受けようとする意匠を特定することができない場合であっても、願書のその他の記載や願書に添付された図面等を総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能を詳細に認定可能な場合は、意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるものと判断。

用途及び機能を明確に認定することができるものの例

【意匠に係る物品】食器

【意匠に係る物品の説明】本願の物品は、食卓用皿である。
【斜視図】



本事例では、【意匠に係る物品】、【意匠に係る物品の説明】の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

意匠に係る物品 「履きもの」
意匠に係る物品の説明（記載なし）
【斜視図】



本事例では、【意匠に係る物品】の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

用途及び機能を明確に認定することができないものの例

意匠に係る物品 「産業用部品」
意匠に係る物品の説明（記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

意匠に係る物品 「装飾部品」
意匠に係る物品の説明（記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

意匠に係る物品 「支持フレーム」
意匠に係る物品の説明（記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

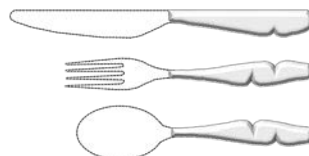
3. 組物の意匠

以下の2点が改正されたことに伴い、登録のための要件や事例を基準上に明記

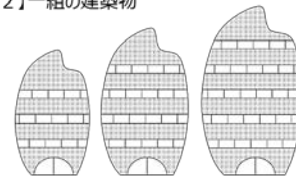
- ①「物品」に加え、「建築物」や「画像」も組物の意匠としての保護対象化
- ②組物の意匠の**部分意匠の登録可能化**

※ただし、全ての構成物品等に意匠登録を受けようとする部分があり、かつ、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分に統一がある場合に限られる。

【事例1】一組の飲食用具セット



【事例2】一組の建築物

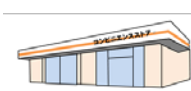


【意匠に係る物品の説明】 この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

4. 意匠登録を受けられない意匠

意匠法の保護対象として建築物及び画像が加えられたことに伴い、意匠法第5条においても、意匠登録を受けられない建築物及び画像が明記されたことから、基準上に、意匠登録を受けられない建築物・画像の具体的な事例を明記

- ①他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠（5条2号）
- ②物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠（5条3号）



他人の著名な登録商標と同形状の建築物



他人の著名な商標を表した画像



建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる「カスタンク」の球形状の本体部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠



画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠（必然的意匠）
道路標識の標識部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合

5. 救済規定の拡充（公布の日から2年を超えない範囲で施行予定）

意匠法第15条の改正により、新たに特許法第43条第6項（優先権書類に関する注意喚起のための通知）及び第7項（通知を受けた者の書類等提出）並びに第43条の2（パリ条約の例による優先権主張）を準用することになったことに伴い、改正法の施行時期に合わせて、基準上の「パリ条約による優先権」の章へ、救済規定の内容を明記。

※なお、上記に加え、改正法においては、意匠法第68条第1項の改正により、新たに特許法第5条第3項を準用し、特許庁長官等の指定する期間（指定期間）内に手続をすることができなかった場合、当該指定期間の経過後であっても、出願人からの請求により、指定期間の延長を認めることとなった。